

リハビリデイサービスセンター はーとぴあ 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 愛の会が開設するリハビリデイサービスセンター「はーとぴあ」（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（第一号通所事業にあつては要支援状態または要件に該当する者）にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定地域密着型通所介護のサービスの提供にあつては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 第一号通所事業のサービスの提供にあつては、要支援者（または要件に該当する者）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 リハビリデイサービスセンター はーとぴあ
- 2 所在地 茨城県水戸市開江町国置8番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 （常勤1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 従業者
 - 生活相談員 （1名以上）
生活相談員は、利用者に対し相談援助業務及び支援を行う。
 - 介護職員 （1名以上）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
 - 機能訓練指導員（1名以上）
機能訓練指導員は、利用者に対し必要な機能訓練および支援を行う。

看護職員 (医療連携により配置)

看護職員は、利用者に対し健康チェックや緊急時対応を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日とする。
(1月1日から1月3日までを除く)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間 午前の部 午前9時から午後0時
午後の部 午後1時から午後4時
までとする。(送迎時間を除く)
- 4 利用者定員 午前の部 15名 午後の部 15名

(指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 1 生活相談(相談援助等)
- 2 機能訓練(日常動作訓練等)
- 3 介護サービス
- 4 介護方法の指導
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 アクティビティ(介護予防)
- 8 食事

(指定地域密着型通所介護及び第一号通所事業の利用料等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。但し、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担限度額認定証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理な差額が発生しないようにする。
- 3 第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は「地域支援事業実施要綱」上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
- 4 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食事代 450円
 - (2) 前条に掲げる介護以外のサービス利用に係る費用は、別途徴収するものとする。
- 5 前項のサービス提供にあたっては、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、署名(記名押印)を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、原則水戸市とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第9条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業所に損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った被害に対しては、賠償を減じることができる。
- 4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時における対応方法）

第10条 サービスの提供を行っているときに、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

（苦情処理）

第12条 サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか

に、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第14条** 事業者は、従業員の質の向上を図るため、次の通り研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。
また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 虐待防止に関する研修 年2回
 - (3) 必要に応じた研修 随時
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- | | | |
|----|------------------|---------------|
| 制定 | 平成 14 年 4 月 10 日 | |
| 改正 | 平成 15 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 17 年 6 月 25 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 18 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 18 年 5 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 20 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 21 年 9 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 21 年 11 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 23 年 8 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 27 年 11 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 28 年 5 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 平成 28 年 4 月 1 日 | 地域密着型により一部改正 |
| 改正 | 平成 29 年 4 月 1 日 | 総合事業開始により一部改正 |
| 改正 | 平成 30 年 9 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 令和元年 8 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 令和 2 年 3 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 令和 2 年 6 月 12 日 | 一部改正 |
| 改正 | 令和 3 年 9 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 令和 5 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 令和 6 年 4 月 1 日 | 一部改正 |
| 改正 | 令和 6 年 6 月 1 日 | 一部改正 |